

関係各位

令和5年11月17日
一般社団法人 日本拳法西日本連盟
会 長 山本隆造
副会長 藤川義人、藪 達敏

前略 平素より本連盟並びに日本拳法発展にご尽力を賜り誠にありがとうございます。

平成3年2月13日の公財)日本拳法会(以下、「拳法会」という。)の部長会において、(社)日本拳法西日本連盟(以下、「本連盟」という。)の会長である山本隆造(以下、「山本」という。)が選出されたにも関わらず山本が評議員会において会長に選ばれなかった点を争点とする裁判について、令和5年10月12日付けで、最高裁から上告却下の判断が出され、山本隆造及び藤川義人(以下、「藤川」という。)の敗訴が確定しました。

法治国家において裁判所が下した判断であり、その内容自体は感情論や状況論を超越した法規範の判断ではありますが、判決に異論を唱えることはありません。

民主国家に於いて人が人を裁くことは出来ません。法が人の行為の是非を裁きます。特に本件係争判決ということではありませんが、裁判という特異性から行為を非と認定しても不当判決が下ることは多々あります。

今回の訴訟の目的は、民主的組織運営と組織運営のマンネリ化打破にありました。長期政権の弊害により、これまで明らかにならなかった拳法会内部の諸問題を、裁判を通じて確認することでした。事実、公益団体としての種々の問題が明らかとなり、この意味からも訴訟の意義はあったものと考えます。

そもそも令和3年2月の拳法会の部長会における会長選挙では、茂野氏らが主張するようなフェイクやプロパグダを用いた事前運動は一切行われておらず、部長会メンバーの自由意志で投票が行われ、有効投票の過半数以上が山本を支持致しました。

この開票結果から、茂野氏がその使命を果たし10年に及ぶ会長職を全うし、今後は組織運営を後進に委ねるべきとの判断が下されたものと確信致しております。

なお、拳法会の会計上の諸問題については、この開票結果が報告された後、当時の経理部長から発表されたことは、議事録の内容からも明らかです。

しかし残念ながら、部長会における会長選の結果が尊重されず、後日開かれた理事会・評議員会において、その結果が覆されたことから、上記訴訟提起に至りました。山本及び藤川の主張が受け入れられず、最高裁から却下されたことは、誠に遺憾ですが、受け止めざるを得ません。

ただ部長会での会長選挙において山本を支持した方が過半数以上おられたことは事実ですので、裁判の結果は残念でしかありません。

また、武道団体の会長は道徳的な権威であり、所属会員の模範となり、正しい姿勢、倫理的な行動、そしてルールを厳格に守ることが求められます。その会長が部長会での正当な選挙結果を無視

してルールを踏まえなければ、所属会員は不信感や失望感を抱くことになり、所属会員の信頼の損失が組織全体に悪影響を及ぼしていることが、大きな問題として懸念されます。

なお藤川は、(一財)日本拳法競技連盟の理事職と(一社)日本拳法西日本連盟の副会長職を兼務しておりますので日本拳法発展に寄与する競技連盟理事会議案につきましては、今後も協調を惜しみません。

そして必要な情報の発信は行って参る決意です。

いずれに致しましても、本連盟は今後も人格を有する団体として日本拳法発展に寄与すべく独自の運営を行って参りますので、何卒、ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

以上

※令和3年2月の拳法会の部長会における【令和3・4年度役員改選】会長選挙 議事録



<https://kempowest.jp/data/20210213gijiroku.pdf>